

I・TOP 横浜ラボ

「コロナ禍における商店街の活性化支援」に関するプロジェクト創出

< 募集要項 >

コロナ禍における市内商店街の店舗活性化や効率的な店舗運営を実現する
新たなIoT製品・IoTサービスに関する提案 及び 試験導入を希望する商店街等を募集

1. I・TOP 横浜 及び 「I・TOP 横浜ラボ」 について

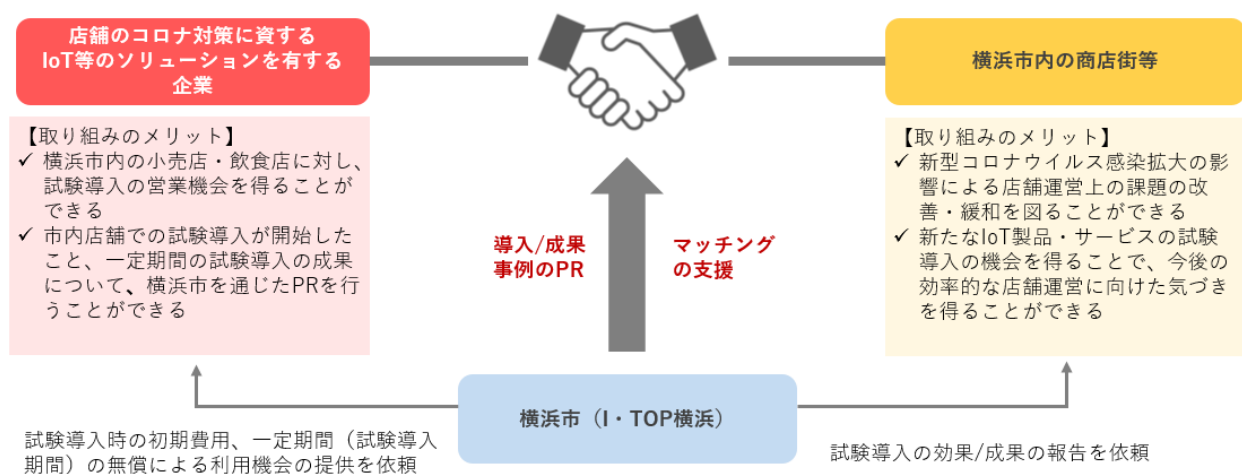
(1) I・TOP 横浜について

横浜市では、IoT等を活用したビジネス創出に向け、交流・連携、プロジェクトの推進、人材育成等の場となる『IoTオープンイノベーション・パートナーズ (I・TOP 横浜)』を立ち上げました。I・TOP 横浜では、国内外の様々な企業・機関と連携を図りながら、オープンイノベーションにより付加価値の高い製品・サービスの開発や新たなビジネスの創出、新技術を活用した社会課題の解決に取り組んでいます。

(2) I・TOP 横浜 “ラボ” について

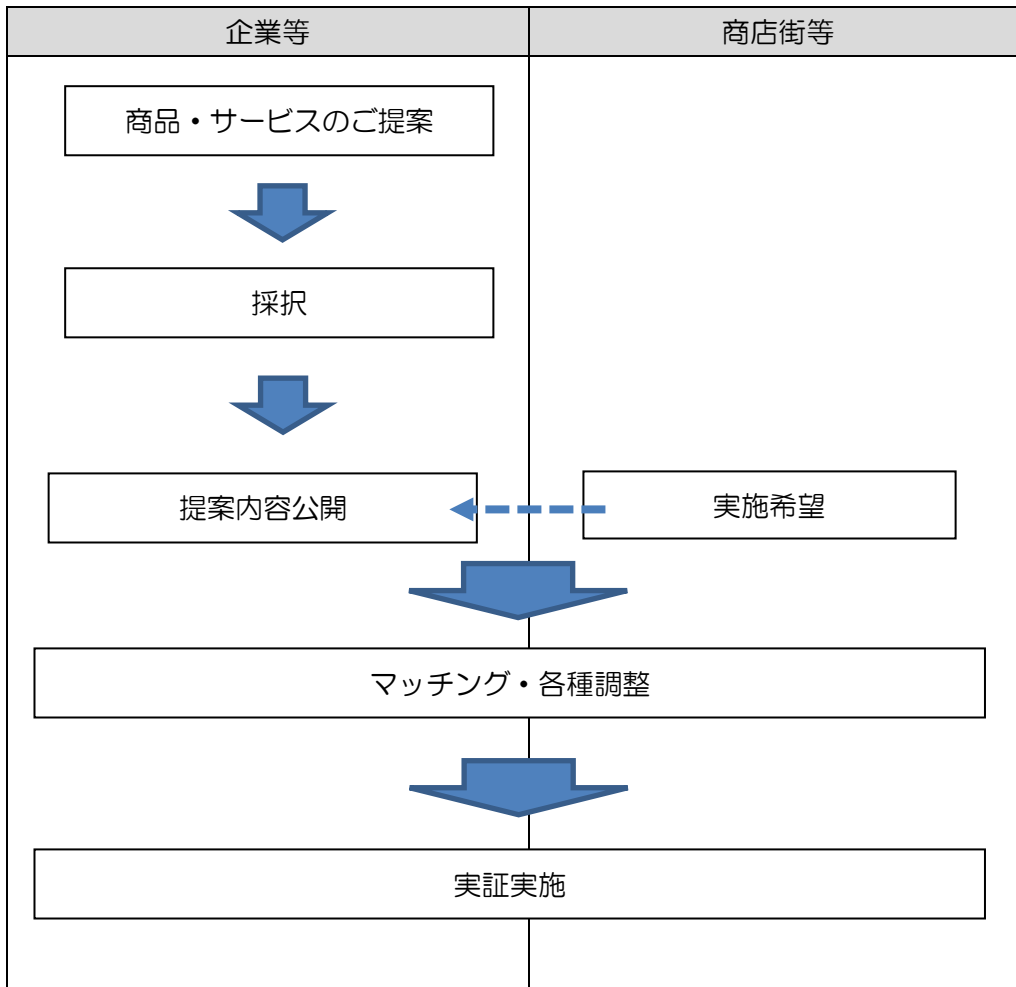
横浜は少子高齢化や生産年齢人口の減少、郊外部を中心とした都市インフラの老朽化などの社会課題を抱えています。一方、横浜では様々な国際的なイベントが開催されており、都市の魅力の発信や経済の活性化など、今後の飛躍に向けたチャンスをもつ街でもあります。こうしたなかで、I・TOP 横浜では、横浜が抱える課題や可能性に対し、IoTを通じた課題解決、IoTを通じたニーズの開拓・充足を図るため、新たな枠組みとして「I・TOP 横浜ラボ」を設置し、企業等のプロジェクト創出やビジネス化を支援するとともに、社会課題の解決に取り組んでいます。

「I・TOP 横浜ラボ」の第3弾では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内商店街の活性化をテーマに、コロナ禍における店舗の活性化や効率的な店舗運営を実現する、新たなIoT製品・IoTサービスに関する提案 (開発中の製品・サービスの実証実験や既存製品・サービスのテストマーケティングの実施に関する提案)と、それらの新たなIoT製品・IoTサービスの試験的な導入を希望する商店街等を募集します。



【参考】実施までの流れ

本取組ではIoT製品・IoTサービスに関するご提案内容をウェブページ等を通じて順次公開し、横浜市内の商店街等の実施希望を募集します。企業と商店街等の個別マッチング及び調整を行い、準備が整った取組より適宜開始します。



2. IoT製品、IoTサービスの募集について

(1) 募集提案内容

件名	「コロナ禍における商店街の活性化支援」に関するプロジェクト創出
募集期間	2022年(令和4年)4月1日(木)～2023年(令和5年)1月31日(月)
募集形式	公募
採択予定件数	特に上限を定めておりません
実証実験(試験導入)の実施時期	採択後～2022年度中(令和4年度中) (※開始時期、期間については、提案内容によって調整させて頂く場合があります)
実証実験(試験導入)のフィールド	試験導入のマッチング先：希望を有する横浜市内の商店街等

【参考：期待する提案内容】

- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、接触機会の削減、混雑の予測・混雑状況の確認、業務負荷の軽減、店舗の空き時間帯の有効活用など、商店街を構成する小売店、飲食店等の店舗の活性化や店舗運営の効率化に資する提案を期待しています。
- ✓ 今回の実証実験の実施後(試験導入期間後)、横浜市内の小売・飲食店などへの水平展開が見込まれる、新たなIoT製品・IoTサービスに関する提案を期待しています。

(2) サービス、製品等応募資格(上記(1)①の募集内容に対応する応募資格)

- 既にI・TOP横浜に参画していること。あるいは応募申請と同時に参画申請を行っていること。
- 製品・サービスのアイデアが具体化しており、また、実証実験(試験導入)を即座に実施するための試作品等が既にできあがっていること。(採択後、試作開発を開始し、製品・サービスの実証には一定の期間を要するものは応募の資格がないものとみなします)
- 「I・TOP横浜ラボ」に対する提案内容が、前頁1.(2)に記載した目的・テーマに合致する新たな製品・サービスであり、2.(1)に挙げた横浜市内の商店街をフィールドに一定期間の製品・サービスの実証実験(試験導入)の実施を希望、計画していること。
- 実証実験(試験導入)の実施にあたり、初期費用や期間中のサービス利用を無償とする意向があること。
- 応募申請書に記載した内容等に対し、事務局による問い合わせ等に対応できること。
- 採択された場合、企業等の団体名を公表することに同意できること。(複数社の共同提案やコンソーシアムによる提案の場合には、すべての構成企業の名称を公表することに同意できることを応募資格とします)
- 採択された場合、実証実験(試験導入)の実施後にI・TOP横浜が開催を予定する成果報告会への協力(資料作成や登壇など)が可能であること。
- 採択された場合、採択後から実証実験実施(試験導入)後にI・TOP横浜が開催を予定する成果報告会までの期間、I・TOP横浜への進捗報告や課題解決支援のための定例ミーティング(概ね1

か月に1度の頻度を想定)に適切に対応すること。

- 採択された場合、実証実験(試験導入)を実施するにあたり、守秘義務及び個人情報の保護の取り扱いを十分に遵守すること。
- 採択された場合、実証実験(試験導入)の準備、実施期間中、実施終了後の機材撤去などにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、最大限の対策を講ずること。
- その他、本応募要項に記載されている内容について承諾すること。
- 応募申請書の代表企業及び連携先企業が次のいずれかに該当する場合は、本募集への応募対象としない。

*暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)

*法人にあつては、代表者の又は役員のうち暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの

*法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者があるもの

なお、採択後に上記いずれかに該当することが判明した場合は、採択決定を取り消します。

※応募申請書の記載内容(個人情報を除く。)や採択後の活動情報は、横浜市に加え、I・TOP 横浜の事務局機関やI・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)と提案審査や採択後の進捗管理のため共同利用します。

※採択事業者の同意を前提として、第3弾「I・TOP 横浜ラボ」で取り組んだ活動(例:実証実験(試験導入)の内容、検証結果)について、横浜市が成果事例として公表させて頂く場合があります。

※新型コロナウイルスの感染状況により、実証実験(試験導入)の中断及び中止となる可能性があります。

(3) サービス、製品等応募方法 (p.2-(1)①の募集内容に対応する応募方法)

応募に当たり「4. 個人情報保護」の内容に同意頂いた上で、次の書類を「③提出場所」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

①提出書類

応募申請書(応募書類)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

②提出期限

2022年(令和4年)4月1日(金)～2023年(令和5年)1月31日(火)

③提出場所

【メールでの提出】

E-mail: proposal-itop@murc.jp

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 I・TOP 横浜 プロジェクト創出事務局)

※メールの件名に「「コロナ禍における商店街の活性化支援」に関するプロジェクト創出支援 応募」と記載してください。

【郵送での提出】

〒105 - 8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー 20F

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 I・TOP 横浜 プロジェクト創出事務局

※封筒に「コロナ禍における商店街の活性化支援」に関するプロジェクト創出 応募書類在中」と朱書きすること。

※メールあるいは郵送での提出宛先である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社は、I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務を横浜市から受託している事業者です。（関係法令及び上記業務に関する横浜市との契約（守秘義務を含む。）に基づき、受託事業者は提出頂いた応募書類については適切な取扱いを致します。）

(4) ヒアリングの実施 (p.2 - (1)①の募集内容に対応する審査)

応募いただいた方には、個別にヒアリングを実施いたします。

※ヒアリングはオンライン（WEB 会議システムを用いたオンライン・ヒアリングを予定）で実施いたします。

※実施日時については、別途お知らせいたします。

(5) 活動の費用負担について

実証実験（試験導入）の実施を含む、I・TOP 横浜の枠組みのなかで取り組む活動に要する費用は、原則、実証実験（試験導入）の実施を希望する応募提案主体様にご負担いただきます。

(6) 結果の通知について

*採択・不採択に関わらず結果を通知します。

*採択されなかった場合、応募書類は廃棄します。

<審査基準>

—事業としての優位性—

- ✓ 「コロナ禍における商店街の活性化支援」というテーマに沿った内容となっているか。【経済・社会への貢献性】
- ✓ 商店街等が利便性などのメリットを感じられる取組か。【経済・社会への貢献性】
- ✓ 経済活性化や IoT 等先端技術の普及などへの寄与が期待できるか。【市場性・将来性】
- ✓ 新たな社会的・経済的価値を創出するような社会的インパクトが期待できるか。【新規性・独創性】
- ✓ 今後、市内の商店街等における水平展開が期待できるか。【市場性・将来性】

なお、令和 2 年度、令和 3 年度に採択を行った提案について、提案者と調整がついたものは令和 4 年度も継続して商店街からの導入希望を募集します。

3. 試験導入を希望する商店街等に関する募集について

(1) 試験導入の希望方法

採択を行った提案を下記HP上に順次掲載してまいります。

実際に試験導入を行いたい取組がありましたら、「5. 問い合わせ先」の連絡先までご連絡ください。

掲載先ウェブページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/iot/itop/itoplalab3.html>

(2) 対象となる商店街等

下記ア、イのいずれかを満たし、ウに該当しないもの

ア 一般社団法人横浜市商店街総連合会に加盟し商店街活動を実施している「商店会」（令和4年4月1日時点）

イ 令和4年4月1日時点において組織され継続的に事業活動を実施している「商店会」及び「商店会に準ずる組織」で以下の条件を満たしているもの

一定の地域内で小売業、飲食業、サービス業等の事業者が集積・近接することで街区を構成し、来街者（消費者）を対象とした経済活動※1を行うとともに、環境行動※2の推進及び防犯・防災活動等の地域社会への貢献に努める団体（商業ビルや地下街に存する店舗によって構成される団体（いわゆる「テナント会」）を除きます。）

※1 商店会が加盟店舗の経済的発展を目的に実施するイベント、セール、ポイントカード事業、テイクアウト・デリバリー事業等

※2 街の美化活動、リサイクル推進活動、エコバック販売・利用促進事業等

ウ 対象外となる団体

(ア) 法令に反する行為を行っている店舗を含む団体

(イ) 公序良俗に反する事業を営む店舗を含む団体

(ウ) 暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(エ) 暴力団（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(オ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある団体

(カ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する団体

(キ) その他市長が適当でないと認める場合

4. 個人情報保護

応募申請書を通じて提出頂いた個人情報は適切に取り扱います。以下にご同意の上、応募申請書にご記入ください。

(1) 応募申請書の受付（個人情報の収集）

本書類で募集する提案の受付業務は、横浜市が I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務を委託している三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が行います。

※応募申請書の提出先である I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）は、同社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従い、提出頂いた個人情報を適切に取り扱います。

個人情報保護方針：<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>

個人情報の取り扱いについて：<http://www.murc.jp/privacy/>

(2) 個人情報の利用目的

提出頂いた個人情報は、選考等に係る連絡にのみ使用します。また選考書類使用后、提出頂いた個人情報は破棄します。

(3) 個人情報の共同利用

提出頂いた個人情報は、上記 4(1)の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社と横浜市で上記 4(2)の目的の範囲内において共同利用します。

(4) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、横浜市は横浜市以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、関係法令に基づき、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

※提出頂いた個人情報の取り扱いを、I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）から第三者に再委託することはありません。

(5) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。ただし、ご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

(6) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせ等につきましては、下記までご連絡ください。

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

- 横浜市 経済局 産業連携推進課

E-mail: ke-iot@city.yokohama.jp

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 I・TOP 横浜 プロジェクト創出事務局

E-mail: proposal-itop@murc.jp

5. お問い合わせ先

横浜市 経済局 産業連携推進課

TEL: 045-671-4600 E-mail: ke-iot@city.yokohama.jp